

## 農地法第4条・5条・事変申請添付書類

	必要添付書類	町	本人
1	<b>農地法第4条・5条・事変許可申請書</b>	○	○
2	<b>全部事項証明書(土地登記簿謄本) 3ヶ月以内</b> (法務局) ※土地所有者の住所が登記簿謄本と異なる場合は住民票又は戸籍の附票添付	○	写
3	<b>公図(字絵図)の写し</b> (法務局) ※隣地の現況を記入	○	写
4	<b>配置図及び排水計画図</b> ※雨水、雑排水の排水計画及び隣地農地の用排水手当含む	○	○
5	<b>現場案内図</b> (町図 及び 住宅地図の写し等に表示)	○	○
6	<b>誓約書</b>	○	写
7	<b>資金証明(残高証明・融資証明)</b>	○	
8	<b>農業委員の調査依頼書</b>	○	
			原則として申請締切日の3日前までに地区担当農業委員に調査を依頼して下さい
9	<b>平面図</b> (建物の間取り等)	○	
			建築物がある場合
10	<b>地積測量図</b>	○	
			1筆の一部を転用する場合
11	<b>土地改良区意見書</b> 木曾川右岸土地改良区事務局は和知出張所内、その他の土地改良区は地域の方に確認して下さい。	○	
			土地改良区の受益地である場合
12	<b>始末書</b> (様式は任意)	○	
			既に農地以外になっている場合
13	<b>隣接農地の同意書</b> ※同意書の添付がない場合はその理由書と隣接農地に被害を及ぼさないよう措置・対処する旨の書面と図面	○	写
			隣地が農地の場合
14	<b>相続関係書類</b> ※相続関係説明図・戸籍関係書類・相続放棄を証明する書類等相続関係が判る書類一式	写	○
			相続未登記の場合
15	<b>法人登記簿謄本</b>	○	
			転用事業者が法人の場合
16	<b>法人定款・規則</b> ※原本証明必要	○	
			転用事業者が法人の場合
17	<b>再生エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)</b>	写	写
			転用目的が太陽光発電施設用地の場合 (一社)太陽光発電協会
18	<b>検討結果回答書</b>	写	写
			転用目的が太陽光発電施設用地の場合 (中部電力)

**【申請時、窓口に来られない方全員の委任状が必要です】**

上記の添付書類は一般的な例です。その他事業内容により必要となる書類があります。

- ※農地取得後3年未経過は許可になりません。**  
農地を将来転用する目的で取得することは、耕作放棄の原因や農地法第3条の耕作目的の農地取得とあわないためです。
- ※小作権がある場合**  
第三者と賃貸借権等の設定がされている場合は、合意解約の手続きが必要となります。
- ※経営移譲年金の支給停止**  
農業者年金受給者が経営移譲年金を受給するために後継者に使用貸借権の設定をされている農地などを転用する場合は経営移譲年金が支給停止になりますのでご注意ください。
- ※農地を転用する場合には、農地法の許可のみではなく、他法令の許認可が必要な場合があります。**  
これらの許認可が必要な転用は事前に他法令の許認可を受けるか、打ち合わせを行い、許認可の見込みがある計画を立てる事が必要です。  
〔開発許可、砂利採取法の許可等は、当該許可が出るまで、農地法の許可は出ません。〕
- ※農用地区域内の農地**  
農用地区域内の農地を転用する場合は、町に対して事前に農用地区域からの除外申請等を行い、農用地からの除外をする必要があります。  
〔農用地区域からの除外は、町での農地の土地利用計画であるので、申出があっても除外できない場合があります。〕
- ※無断転用・違反転用には厳しい罰則があります。**  
無断で農地を転用したり、計画通りに転用していない場合は農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。
- 許可申請の流れ**  
農地法第4条・5条許可申請・農地転用許可後の事業計画変更申請する場合は、八百津町農業委員会総会にて審議の後、岐阜県農業会議に諮問します。  
問題がなければ八百津町長へ進達し、許可となります。  
申請から許可まで、最低でも1ヶ月程かかりますのでご了承下さい。

**農業委員会開催予定は、不定期です。**

※ 許可申請等の締め切りは、農業委員会開催月の中旬です。  
(詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。)

◎問い合わせ先 八百津町農業委員会 0574-43-2111(内線2332)